

8年半を経て、勝利解決！



笑顔で和解の法廷に入廷する原告たち 12月26日

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会
泉南勝たせる会ニュース

号外

2015.1.10

連絡先
 大阪府泉南市
 信達六尾 595
 Tel.072-483-4981
 Fax.072-484-0641

泉南アスベスト国賠訴訟が勝利解決
 塩崎厚生労働大臣が、泉南に来て原告らと
 懇談、謝罪の予定

12月26日、泉南アスベスト国賠訴訟（1陣訴訟）は、大阪高裁において和解が成立しました。

10月9日の最高裁判決で2陣訴訟は勝訴が確定しており、これで、泉南アスベスト国賠訴訟は、1陣訴訟の提訴以来、8年半ぶりに最終解決が図られたこととなります。

原告、弁護士が意見陳述 「ぜひ今後の重要な教訓 にしてほしい」

和解の法廷では、はじめに原告を代表して岡田陽子さんが意見陳述しました。「この裁判が始まるまでも、裁判が始まってから今日までも、とても長く、苦しい日々だった。その間に、母を含めて、14人の原告が今日のこの解決を見ることなく亡くなっていった。私たちが裁判に立ち上がっていなければ、泉南の石綿被害は、今もまだ埋もれたままになっていたでしょう。この

法廷で、国は、泉南の石綿被害者の掘り起こしに努力することを約束するが、泉南の石綿被害者がひとりでも放置されることのないよう、1人残らず救済されるよう、切に希望する」と陳述しました。

弁護士を代表して村松弁護士が意見陳述。「この8年半余りの間に、14人の原告が、最終解決を見ることなく亡くなったが、弁護士としても痛恨の思いた。国は、何故、少しでも早く最終解決を決断できなかったのか、何故、国は、訴訟の一方当事者という観点からだけではなく、国民の生命健康を最大限尊重すべき国の責務から解決を検討出来なかったのか、国には、是非、私たちの痛恨の思いを正面から受け止め、対応の誤りを今後の重要な教訓にすることを要望する」と訴えました。

つづいて裁判長が、「和解勧告と和解条項」を読み上げ、原告と被告国の双方が同意して和解が成立しました。裁判長は「長い間ご苦労様でした」と

原告をねぎらいました。

和解の内容

和解条項はおおむね以下のような内容です。

① 厚生労働大臣は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟、2陣訴訟の最高裁判決において、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日まで、石綿工場における石綿粉じんばく露防止のために旧労働基準法に基づき規制権限を行使して局所排気装置の設置を義務付けなかったことが国賠法の適用上違法と判断されたことを厳粛に受け止め、被害者、遺族ら関係者に深くお詫びする。

② 国は、原告らに対して既に最高裁判決で確定した2陣訴訟と同様の基準で賠償金を支払う。

③ 厚生労働省は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟及び2陣訴訟の最高裁判決において国の責任が認められた者と同様の状況にあった石綿工場の元労働者らについても、同判決に照らして訴訟上の和解の途を探ることについて、周知徹底に努める。

④ 厚生労働省は、大阪府泉南地域における旧石綿工場の残存アスベストに関し、地方公共団体の対応の促進について関係省庁に伝達する。というものです。

しかし、昭和47年以降に就労を開始した被

害者についての責任が認められなかったことや、近隣住民や家族被害の責任が認められなかったことなど、不十分さも残りました。この時期、大量のアスベストが消費され被害者



も増えていますが、

そのことに対する国の責任を明らかにすることは、建設アスベスト訴訟などに引き継がれています。

原告らは、8年半をかけての勝利、それも国を相手にした闘いでの勝利を誇らしく思っています。

泉南アスベスト訴訟は終結します。そして、この勝利を、すべてのアスベスト被害者の救済と根絶の闘いの新たなスタートにすることが求められています。



塩崎厚生労働大臣が泉南に来て原告らと懇談・謝罪を予定

10月27日に塩崎厚生労働大臣は、厚生労働大臣室に原告らを招き直接謝罪しています。

このとき、原告から「東京に出てくることのできない原告がたくさんいる。ぜひ大臣には泉南にきて直接原告に会って謝罪してほしい」と要望しました。

厚生労働大臣は、12月26日の最終和解を受けて、1月18日に来泉南し、原告らと懇談・謝罪のほか、自宅療養中の原告を訪問する予定です。